

## 新潟市スマートシティ協議会 規約

### (目的)

第1条 新潟市スマートシティ協議会（以下、「NSC 協議会」という。）は、公民が連携し、新潟市の地域課題の解決を図るため、ICT等の技術を活用し、にぎわいのある持続可能な都市（スマートシティ）を目指すことを目的とする。

### (活動内容)

第2条 NSC 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) スマートシティ関連情報の共有
- (2) 会員間での連携に対する支援
- (3) 課題解決策等の検討に関する活動

### (会員)

第3条 NSC 協議会は、第1条の目的に賛同し、前条の事業遂行に協力する意思を有する事業者や団体、有識者、大学等研究機関、金融機関、行政機関等の会員により構成される。（別表1に掲げるとおり）

### (代表)

第4条 NSC 協議会に代表を置く。（別表1に掲げるとおり）

- 2 代表は、NSC 協議会の長として、会務を総理する。
- 3 代表は、会員の中から選任するものとし、総会の承認をもって就任する。
- 4 代表の任期は、選任された総会の次の定期総会までとする。ただし、再任を妨げない。
- 5 代表が欠けた場合において、新たに就任した代表の任期は、前任者の残任期間とする。

### (幹事)

第5条 幹事は、会員の中から代表が指名し、総会の承認をもって就任する。

- 2 幹事はワーキンググループを統括する。

### (総会)

第6条 総会は会員をもって構成し、代表が主宰し議長を務める。

- 2 NSC 協議会は原則として年に1回定期総会を開催するほか、代表が必要と認めたときに臨時総会を開催することができる。
- 3 総会は原則公開とする。ただし、総会の内容が、新潟市情報公開条例を準用し、当該条例第6条各号に掲げる情報（非公開情報）に相当するものであるとき、又は、総会を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは、この限りではない。
- 4 総会は会員の過半数の出席を持って成立するものとし、総会に出席できない会員は他の出席会員にその権限を委任することができる。この場合、委任者は総会に出席したものとみなす。
- 5 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、代表の決するところによる。

- 6 総会は、NSC 協議会の設立及び解散を議決するほか、次の事項を議決する。
  - (1) 本規約の改正
  - (2) 事業計画
  - (3) 事業報告
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関して重要な事項の決定。
- 7 総会は、必要に応じて書面またはWEB などにより開催することができる。

#### (幹事会)

第7条 NSC 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事をもって構成し、代表が統括する。
- 3 幹事会は、実行計画の推進・改善、実行予算に関するものを担う。
- 4 幹事会は、新規会員の入会、及びプロジェクトチーム設置の承認、NSC 協議会の運営に関する重要な事項の総会への提案、及び代表が必要と認めた事項の決定を行う。
- 5 幹事会は、必要に応じて有識者に助言を求めることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、幹事会で別に定める。

#### (ワーキンググループ)

第8条 NSC 協議会に、ワーキンググループ（以下「WG」という）を置く。

- 2 WG は、施策推進に向けたテーマ毎の方針検討等を行うものとし、幹事が統括する。
- 3 WG のワーキンググループメンバー（略称、「WG メンバー」）は、会員の意向を考慮して幹事が指名することとし、会員は原則、いずれかのWGに所属するものとする。
- 4 前各項に定めるもののほか、WGに関し必要な事項は、幹事会で別に定める。

#### (プロジェクトチーム)

第9条 WG は、具体の事業実施のため、プロジェクトチーム（以下、「PT」という）を置くことができる。

- 2 PT はWG メンバーをもって構成し、WG リーダーが指名するPT リーダーが統括する。
- 3 前各項に定めるもののほか、PTに関し必要な事項は、幹事会で別に定める。

#### (関係者の意見聴取等)

第10条 NSC 協議会は、活動のため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

#### (経費等)

第11条 会議等に要する費用及び参加報酬等は、特に事務局からの提示がない限り、会員の自己負担とする。

- 2 NSC 協議会の運営上必要が生じた場合には、会員から会費を徴収できるものとし、徴収時期及び金額については、幹事会で別に定める。

#### (秘密保持義務)

第12条 会員は、秘密保持に関する次の各号を遵守する。

- (1) NSC 協議会において知り得た活動内容または他の会員に関する一切の情報及び相互の交流により知り得た他の会員の秘密を第三者に開示又は漏洩をしてはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合はこの限りでない。
- (2) 退会後についても、上記の情報、秘密を第三者に開示又は漏洩をしてはならない。

(知的財産権等の帰属)

第13条 NSC 協議会の活動に関連した知的財産権等（特許、著作権等）については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 会員が提供した資料、情報等にかかる知的財産権等（特許、著作権等）は当該会員に帰属する。
- (2) 新たに知的財産権等に関する出願等を行う場合は、NSC 協議会に報告の上、別途協議を行う。

(入会、退会及び除名)

第14条 NSC 協議会へ入会しようとする場合は、別紙1「新潟市スマートシティ協議会 入会申込書」及び別紙2「誓約書」をNSC 協議会に届け出て、幹事会の承認を受けることにより、NSC 協議会に入会することができる。

- 2 NSC 協議会を退会しようとする会員は、書面によりNSC 協議会にその旨を届け出なければならない。
- 3 会員が次の各号のいずれか又はすべてに該当する場合、幹事会の議決により、除名することができる。ただし、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
  - (1) 本規約に違反又はNSC 協議会の信用を著しく害したとき
  - (2) 会員が解散又は営業を停止したとき
  - (3) 暴力団等反社会勢力と関係があることが判明したとき
  - (4) その他、NSC 協議会の運営にあたって重大な支障が生じるなど正当な事由があると認められた時

(事務局)

第15条 NSC 協議会に事務局を置く。(別表1に掲げるとおり)

- 2 事務局は、NSC 協議会全体の運営管理及び会計等庶務を行う。
- 3 事務局は代表企業に置き、新潟市の職員を含めるものとする。
- 4 事務局員は、会員の中から代表が指名する。
- 5 前各項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、幹事会で別に定める。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、NSC 協議会の運営に関し必要な事項は、NSC 協議会で別に定める。

附 則

この規約は、令和2年1月30日から適用する。

この規約は、令和4年7月21日から適用する。



(別紙1)

申込日 年 月 日

新潟市スマートシティ協議会 入会申込書

「新潟市スマートシティ協議会規約」の内容を確認し、「新潟市スマートシティ協議会」の趣旨に賛同し、入会を申し込みます。

会社名又は団体名		
代表者役職及び氏名		
会社又は団体の所在地	〒	
連絡先	担当者役職及び氏名	
	電話番号	
	FAX 番号	
	メールアドレス	

協議会への入会理由 (必須)	※100 文字以上
協議会に期待すること (必須)	
御社の事業内容及び PR ポイント (必須)	
事業提案 (任意)	※提案者が主体的に行う取り組みについて記載してください。 別紙等に記載可

※当協議会では、ホームページへの活動内容掲載など協議会の取り組みを広く PR していきたいと考えています。掲載時の企業・団体名、企業・団体ロゴ等の指定がある場合には、使用条件等を含め、別途お知らせください。

(別紙2)

令和 年 月 日

(宛先) 新潟市スマートシティ協議会

## 誓約書

当社、当団体、私は、新潟市スマートシティ協議会会員として、「新潟市スマートシティ協議会規約」を遵守します。

住所 新潟市中央区●●○丁目○番地

会社名 ●●●●●●株式会社

代表者名 代表取締役 ○○ ○○○

## 新潟市スマートシティ協議会 会員

令和5年7月20日現在

	会員団体等名称	分担する役割
1	あいおいニッセイ同和損害保険（株）新潟支店	
2	エヌシーイー（株）	
3	OpenStreet（株）	
4	木山産業（株）	
5	Gugenka®（株）シーエスレポーターズ	
6	グリーン産業（株）	
7	グローリー（株） 新潟営業所	
8	（株）国際総合計画	
9	佐渡汽船（株）	
10	（新潟大学工学部）佐々木 重信	
11	（株）ジェイアール東日本企画 新潟支店	
12	事業創造大学院大学	
13	（株）ソトコト・プラネット	
14	ソフトバンク（株）	
15	（株）第四北越銀行 営業本部	
16	太陽交通（株）	
17	太陽交通新潟（有）	
18	大和ハウス工業（株）埼玉支社	
19	東京海上日動火災保険（株）	
20	東武トップツアーズ（株）	
21	（株）ドコモビジネスソリューションズ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会代表（契約代表者）</li> <li>・事務局</li> </ul>
22	（株）ナカノアイシステム	

	会員団体等名称	分担する役割
23	(公財)新潟観光コンベンション協会	
24	(一社)新潟県都市整備協会	・事務局
25	(一社)新潟市医師会	
26	新潟市ハイヤータクシー協会	
27	新潟商工会議所	
28	新潟駐車協会	
29	新潟古町まちづくり(株)	
30	(一社)新潟MICEサポート	
31	(一社)にいがたレンタサイクル	
32	西堀通5番町地区市街地再開発準備組合	
33	日本オラクル(株)	
34	(株)日本旅行 新潟支店	
35	東日本電信電話(株)新潟支店	
36	東日本旅客鉄道(株)新潟支社	
37	(株)BSNアイネット	
38	BIPROGY(株)	
39	(株)福山コンサルタント 東京支社	・事務局 ・会計
40	富士通Japan(株)新潟支社	
41	フラワー(株)	
42	信濃川下流河川事務所	
43	新潟国道事務所	
44	新潟市	・事務局